

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 49 | 予防接種事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるようなリスクを軽減するために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和6年4月25日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種事務 |
| ②事務の概要 | <p>公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、市内に居住する者を対象に予防接種法に基づく予防接種を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>番号法においては、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種については、実施内容を以下の手順で管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 |
| ③システムの名称 | 健康情報管理システム、ワクチン接種管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS) 団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3、115の2の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 保健所 保健予防課 子ども未来部 子ども保健課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部 法務ガバナンス室 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | <p>〒569-0052 高槻市城東町5番7号 高槻市 健康福祉部 保健所 保健予防課 電話:072-661-9332 Fax:072-661-1800</p> <p>〒569-0096 高槻市八丁畷町12番5号 高槻市 子ども未来部 子ども保健課 電話:072-648-3272 Fax:072-648-3274</p> |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [30万人以上] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|---|--|
| [基礎項目評価書及び全項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|---|
| 令和4年7月8日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 | ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出 |
| 令和4年7月8日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 | 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム | 健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム | 事後 | 指針に定める重要な変更に該当しないため(機構の変更) |
| 令和4年7月8日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 高槻市 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム | 高槻市 健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム | 事後 | 指針に定める重要な変更に該当しないため(機構の変更) |
| 令和5年7月11日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 | 〒569-0052 高槻市城東町5番1号 | 事後 | 指針に定める重要な変更に該当しないため(所在地の変更) |
| | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、実施内容を以下の手順で管理し、他市区町村との情報連携に用いる。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 | 新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種については、実施内容を以下の手順で管理する。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 | 事後 | 指針に定める重要な変更に該当しないため |
| | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | ・番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) | 削除。 | 事後 | 同上 |
| | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 | ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2 | 事後 | 同上 |
| | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム | 削除。 | 事後 | 同上 |
| | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 〒569-0052 高槻市城東町5番1号 高槻市 健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム 電話:0120-090-555 Fax:072-674-7397 | 削除。 | 事後 | 同上 |
| | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数 | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | 同上 |
| | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数 | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | 同上 |
| | | | | | |